

環境農林水産常任委員会資料

令和5年11月2日

環境森林部

【その他報告事項】	ページ
1 グリーン成長プロジェクトについて	4～7
2 再造林の推進に関する条例（仮称）の制定について	8～9

グリーン成長プロジェクトについて

環境森林部
農政水産部

目指す姿（目標）

再造林率日本一への挑戦！

～再造林を核としたゼロカーボン社会と地域資源を活用した産業成長の実現～

取組の柱

1 CO₂吸収源の確保や
山地災害の防止にもつなげる
循環型林業を推進する

2 海外資源への依存を抑え
循環型農水産業を推進する

3 脱炭素の取組を
各産業の成長に結びつける

目標を実現するための主な取組（方向性）

1 産学官と県民が一丸となって
再造林に取り組む
「宮崎モデル」の構築

2 地域資源を最大限活用する
宮崎らしい循環型農水産業モデルの構築

3 脱炭素経営の推進による
産業部門の成長の実現

日本一に向けた指標

重点指標

再造林率 全国3位（73%）⇒全国1位（R8）

※素材生産50万㎡以上の道県（いわゆる林業県）における順位 [現況値はH30～R2平均]

その他の指標

粗飼料自給率 88% ⇒ 100%（R8）

電力消費量に占める再生可能エネルギー電力量割合 60.0% ⇒ 82.2%（R8）

グリーン成長プロジェクトについて

◆ 産学官と県民が一丸となって 再造林に取り組む 「宮崎モデル」の構築

① 再造林の推進に向けた 意識醸成と支援体制の充実

- 再造林率向上に向けた県民意識の醸成
- 再造林支援の強化
- 森林の集約化に向けた支援など



② 再造林を支える 担い手・事業体の確保

- 作業員の処遇改善
- 新規参入者支援
- 優良事業者の評価・PR
- 林業労働災害防止に向けた訓練等の実施など



③ 林業採算性の向上を図る 新技術等の実装

- 主伐・再造林の省力化に資する新技術導入の支援
- 苗木生産者への技術研修の実施
- 省力・低コスト再造林の普及・定着など



④ 循環型林業に不可欠な 県産材需要の拡大

- 非住宅施設の木造化・木質化の推進
- 新たな海外市場の開拓など



◆ 脱炭素経営の推進による 産業部門の成長の実現

① 全産業共通の対応

- 温室効果ガス排出量の可視化や削減計画の策定支援
- 省エネ設備導入などの排出削減の取組の支援
- 太陽光発電などの再エネ活用の推進 など



② 各分野での対応

各分野ごとの事業特性に応じた取組を支援

- 運輸部門 → モーダルシフト等
- 製造業 → 新技術・新製品開発等
など

グリーン成長プロジェクトについて

◆ 地域資源を最大限活用する宮崎らしい循環型農水産業モデルの構築

- 燃油高・物価高による持続性への懸念から、海外資源に過度に依存しない農水産業モデルの構築が急務
- G7宮崎農業大臣会合で採択された「宮崎アクション」の具現化に向け、生産性向上と持続可能性の両立による本県農水産業の持続的な発展を目指す

① 持続性の高い農水産業への転換

- 飼料自給率の向上



- エネルギー転換等による化石燃料使用量の低減



- 有機肥料の活用等による化学肥料の低減

- 藻場造成による生産力向上とブルーカーボン創出
など

② 新たなイノベーション等による生産性の向上

- スマート技術の高度化・現場実装



- 効率的な生産基盤の確立



- DX等による流通体制の効率化
など

③ 両立を支える担い手の確保

- 多様な人材の活用に向けた環境づくり
など



より生産力が高く、強じんて持続可能なみやざき農水産業の実現

再造林の推進に関する条例（仮称）の制定について①

環境森林課

1 制定の趣旨

本県においては、「宮崎県森林・林業長期計画」に基づき、持続可能な森林・林業・木材産業の確立に向けた各種施策を実施し、国内有数の木材供給基地として確固たる地位を築いている。

その一方で、近年の伐採後の再造林率は70%台にとどまり、再造林されなかった林地が増加している状況である。

このため、今年度、再造林を核とした「グリーン成長プロジェクト」を立ち上げ、再造林対策を更に加速させていくこととしている。

このプロジェクトを実効性のあるものにするためには、再造林の推進は、森林資源の循環利用はもとより、二酸化炭素吸収源の確保、山地災害の防止等森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であることを認識し、県民一丸となって取り組むことが必要不可欠である。

そこで、このような理念を共有し、再造林を推進していくための基本的施策を明らかにすることを目的に条例を制定するものである。

2 条例に盛り込む事項（案）

- (1) 基本理念
- (2) 各主体（県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者、県民）の責務・役割
- (3) 基本的施策
- (4) 再造林の推進体制 等

再造林の推進に関する条例（仮称）の制定について②

環境森林課

3 制定スケジュール

令和5年

11月 11月閉会中 環境農林水産常任委員会 条例制定について報告

11月 森林審議会（第1回）

12月 森林審議会（第2回）

令和6年

1月 1月閉会中 環境農林水産常任委員会 条例の骨子（案）について報告

1月 パブリックコメントの実施

1月 市町村からの意見聴取

2月 関係団体からの意見聴取

3月 森林審議会（第3回）

6月 6月定例県議会 議案提案

7月 条例公布・施行（予定）

4 全国の条例制定状況（令和5年9月末現在）

実績なし

※ 再造林に特化した条例制定はない